

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営単
独緊急農道整備事業植田三谷地区）の廃止を平成25年2月8日決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において平成25年2月21日から同年3
月13日まで縦覧に供する。

平成25年2月15日

香川県知事 浜 田 恵 造